



新 最 賃 第 7 号
令和 7 年 8 月 6 日

新 潟 労 働 局 長
福 岡 洋 志 殿

新潟地方最低賃金審議会長

長 谷 川 雪 子



新潟県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 7 月 2 日付け新労発基 0 7 0 2 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

その上で、当審議会としては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備に取り組むよう、別紙 2 のとおり政府等に対し強く要望するべきであることを申し添える。

また、別紙 3 のとおり、平成 2 0 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 2 0 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータで比較したところ、令和 5 年 1 0 月 1 日発効の新潟県最低賃金（時間額 9 3 1 円）は令和 5 年度の新潟県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

新潟県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
新潟県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,050円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和7年10月2日

政府等への要望

新潟県においては、中小企業・小規模事業者が99%を占め、中間財生産や下請取引を主流とする経営面で他律的な企業等が多く、十分な付加価値・利益が得にくい産業構造となっている上、労務費を含む価格転嫁の状況は改善傾向にあるものの依然として二極分離の状態にあることから、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しい状況も認められる。また、新潟県は面積が広く小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、労働者の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、官公需における対応や価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう強く要望する。

生産性向上の支援については、各種の支援制度が用意されているが、中小企業・小規模事業者には、利用が難しく、効果が十分でないとの意見があることから、可能な限り多くの企業が賃上げを実現できるように、手続きの簡素化や要件の緩和、助成率の拡大など、利用しやすく有効な支援制度になるよう改善を図ることを強く要望する。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の業種別の省力化投資促進プランなどの施策については、国内の事業者数に比し目標数が少なく、限られた事業者だけでは普及にはつながらないと思料されるため、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を十分に活用できるよう、周知等を徹底するとともに、利用しやすい制度とし、着実に実行されるよう要望する。

各種の制度融資などのうち、生産性の向上を図る目的のものについては、金利の軽減や利子補給、要件の緩和などの策を講じ、利用する事業者の支援に繋がる制度にすることを要望する。

加えて、新潟県内をはじめとする地方では、大企業などを川下とするサプライチェーンに属せず、地域の中小企業・小規模事業者の繋がりの中で事業を行ったり、地元の消費者に密着した事業を行っている中小企業・小規模事業者も少なくないことから、消費者などに対して、価格転嫁に理解を求めていくことや、物価高対策を進めていくことを要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。

新潟県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 新潟県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 931円
- (3) 発 効 日 令和5年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
12～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和5年度
- (3) 生活保護水準（令和5年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の新潟県内人口加重平均に住
宅扶助の実績値を加えた金額（99,219円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額^(注)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると新潟県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（注）1箇月換算額

931円（新潟県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）

×0.807（可処分所得の総所得に対する比率※）＝130,579円

※ 令和7年7月22日第2回目安に関する小委員会での配布資料No.2「生活保護と最低賃金」のグラフのデータに示された比率。